

第5章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自身がくらす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、自治会へ加入するなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な活動への参加が求められています。

自治会や民生委員・児童委員は、住民に近い「地域」という圏域で、顔の見える関係づくりや福祉サービスの情報提供などを行い、地域福祉活動の担い手としての活動が更に期待されています。

ボランティアやNPOは、それぞれの活動の分野で、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業やサービス内容の情報提供及び公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

関係機関や関係団体などとは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携して地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりに努めることも期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、本計画と連携し策定する「第5期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。

(4) 行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、担い手の連携・協働の場づくり、担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内外の関係部署間の分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

2 計画の検証

(1) 計画の進行管理

計画の検証については、市が毎年度実施する地域福祉分野における市の事務事業評価によって各事業の進捗状況を把握します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、市民意識や活動実態の把握に努めていきます。

さらに、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

(2) 計画の評価

計画を着実に推進していくためには、各施策の進捗状況を把握する必要があります。計画の更なる推進に向けて、庁内の事務事業評価を毎年度実施していきます。また、内部評価だけでなく、計画見直し時（次期計画策定時）に、市民アンケート調査で各施策の市民評価を行います。

毎年度実施する事務事業評価と市民評価を比較することで、市と市民との視点の違いなどを明らかにし、更なる計画の推進につなげていきます。

